飲食料品に係る２年間の
消費税率引下げに関するＱ＆Ａ

この Q&A は、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和８年９月 15 日閣議決定）において示された内容のうち「令和９年度及び令和 10 年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ」について説明したものです。

この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

なお、今後、寄せられた質問や疑問点を踏まえて、随時、問の追加や掲載内容の改訂を行っていく予定です。

令和８年９月
国税庁　軽減税率・インボイス制度対応室

凡例

○　文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりです。

消法	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
28 年改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）
消令	消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
30 年改正令	消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 135 号）
消規	消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）
消基通	消費税法基本通達（平成７年 12 月 25 日付課消２－25 ほか４課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）

《　目　次　》

１　消費税率引下げの概要

（改正の概要）
問１－１　消費税率引下げとこれに関連する特例等の概要を教えてください。 …… １

（飲食料品の範囲）
問１－２　消費税率引下げ（税率１％）の対象とされる「飲食料品」の範囲を教えてください。 …… ２

（消費税率引下げの時期）
問１－３　税率の引下げ（１％）はいつから適用されますか。当社が経営するスーパーは、営業時間が午前９時から翌日の午前１時までであるため、日々の売上げについて午前１時で締めて集計していますが、令和９年３月 31 日分の売上げとして計上する同年４月１日の午前０時から１時までの飲食料品の譲渡について、適用税率はどのようになりますか。 …… ３

（売り手と買い手で計上基準が異なる場合の適用税率）
問１－４　当社は検収基準により仕入れを計上していますが、取引先の中には出荷基準により売上げを計上している事業者がいます。例えば、飲食料品に係る取引先の出荷が令和９年３月 30 日、当社の納品日が同年４月２日で、売り手が消費税率８％で請求した場合に、当社（買い手）は消費税率８％で仕入税額控除を行うことになりますか。 ３

（返品取引について）
問１－５　令和９年３月 31 日以前に販売した飲食料品について、同年４月１日以後に返品があった場合、適用税率はどのように取り扱えばよいでしょうか。 …… ３

（消費税率引下げに係る経過的な取扱い）
問１－６　過去の消費税率の引上げに当たり、税率引上げ日をまたぐ取引については、一定の要件を満たすものについて旧税率となる経過措置が設けられていました。今回の消費税率引下げに当たり、同様の取扱いとなるのでしょうか。 …… ４

２　適格請求書等保存方式（インボイス制度）との関係

（税率１％の対象取引に係るインボイス等への記載事項）
問２－１　消費税率引下げに伴い、インボイスや帳簿の記載内容に変更はありますか。 ７

（税率８％の飲食料品が混在する請求書）
問２－２　当社は、飲食料品の卸売業を営んでおり、毎月 15 日締めで取引先に請求を行っています。この場合、令和９年４月分の請求書（3/16～4/15）には、同年３月までの税率８％と同年４月以後の税率１％の対象商品が混在することとなりますが、インボイスにはどのように記載すればよいか、教えてください。 …… ８

３　消費税率引下げに当たり設けられる特例等

（消費税の還付を受けるための手続）
問３－１　私は、飲食料品の譲渡を行っている免税事業者です。消費税率引下げにより、仕入れは標準税率、売上げは税率１％の対象となりますが、消費税の還付を受けるにはどのような手続が必要ですか。 …… 10

（免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例）
問３－２　消費税率引下げに伴い、免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例が設けられるとのことですが、その概要を教えてください。 …… 11

（課税期間を短縮する手続）
問３－３　飲食料品の譲渡を行っている事業者です。早期に消費税の還付を受けるため、課税期間を短縮しようと考えていますが、どのような手続が必要ですか。 …… 14

（インボイス発行事業者の登録に係る経過措置により課税事業者となる手続）
問３－４　私は、飲食料品の譲渡を行っている免税事業者である個人事業者です。令和９年４月１日から課税事業者を選択し、消費税率引下げ後（４月以後）の取引から課税事業者として消費税の申告を行い、その還付を受けることはできますか。 …… 15

（簡易課税から一般課税になるための届出に関する特例）
問３－５　私は、飲食料品の譲渡を行っている課税事業者で、簡易課税制度の適用を受けています。消費税率引下げに伴い、簡易課税から一般課税（本則課税）になるための届出に関する特例が設けられるとのことですが、その概要を教えてください。 …… 17

（簡易課税制度の計算方法の特例）
問３－６　私は、飲食料品の譲渡とそれ以外の事業を行っており、簡易課税制度の適用を受けている事業者です。消費税率引下げに伴い、簡易課税制度の計算方法について特例が設けられるとのことですが、その概要を教えてください。 …… 18

（簡易課税制度のみなし仕入率に関する 75%ルールの適用関係）
問３－７　消費税率引下げに伴い設けられる簡易課税制度の計算方法の特例の適用を受け

る場合、75%ルールの判定や計算はどのように行うのか教えてください。 ····· 19

（中間申告制度の特例）

問３－８　私は、飲食料品の譲渡を行っている事業者で、毎年、中間申告及び納税を行っています。消費税率引下げに伴い、中間申告について特例が設けられるとのことですが、その概要を教えてください。 ····· 20

（飲食料品の総額表示義務の特例）

問３－９　私は、飲食料品の小売店を営む事業者です。消費税率引下げに伴い、総額表示義務の特例が設けられるとのことですが、その概要を教えてください。 ····· 22

１　消費税率引下げの概要

（改正の概要）

問１－１　消費税率引下げとこれに関連する特例等の概要を教えてください。

【答】

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの２年間、飲食料品に係る消費税率が１％（国・地方合計）に引き下げられます。

１　消費税率引下げ（税率１％）の適用対象

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの間に行われる飲食料品の譲渡及び飲食料品の保税地域からの引取りについて、税率１％が適用されます。

（注）　週２回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）は対象外（税率８％）です。また、税率１％の対象とされる飲食料品の範囲は、令和９年３月 31 日以前において税率８％の対象となっている飲食料品の範囲と同様です（問１－２参照）。

２　適用税率

飲食料品の譲渡に係る適用税率は、１％（消費税率 0.78％と地方消費税率 0.22％相当の合計）です。

３　消費税率引下げに当たり設けられる特例等

特例等	主な内容
消費税率引下げに係る経過的な取扱い（問１－６参照）	税率が引き下げられる令和９年４月１日以後に行われる飲食料品の譲渡であっても、一定の定期供給契約や通信販売に基づくものについては、これまでどおり税率８％が適用されます。 （注）税率１％を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。
免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例（問３－２参照）	飲食料品の譲渡を行う免税事業者が、令和９年４月１日の属する課税期間中に、その課税期間から課税事業者となることを選択する旨を記載した「消費税課税事業者選択届出書」を提出した場合には、その課税期間から課税事業者となることができます。
簡易課税から一般課税になるための届出に関する特例（問３－５参照）	飲食料品の譲渡を行い、かつ、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、令和９年４月１日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用をやめようとする旨を記載した「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出した場合には、その課税期間から一般課税により申告することができます。 また、簡易課税を選択した場合、２年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の譲渡を行う簡易課税制度の適用を受

	けている事業者の令和９年４月１日の属する課税期間については、この２年間の継続適用要件は適用しないこととされます。
簡易課税制度の計算方法の特例（問３－６参照）	簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、飲食料品の譲渡（１％対象）に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます（この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。）。 （注）２割特例・３割特例を適用する場合も同様です。
中間申告制度の特例（問３－８参照）	令和９年４月１日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率１％（引下げ後の消費税率）が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額（国、地方の税額。税額がなければゼロ。）を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。
飲食料品の総額表示義務の特例（問３－９参照）	税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、令和９年２月１日から５月 31 日までの間は、飲食料品について、実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率８％又は１％での総額表示をしておくことが認められます（新旧税率の混在による表示も認められます。）。

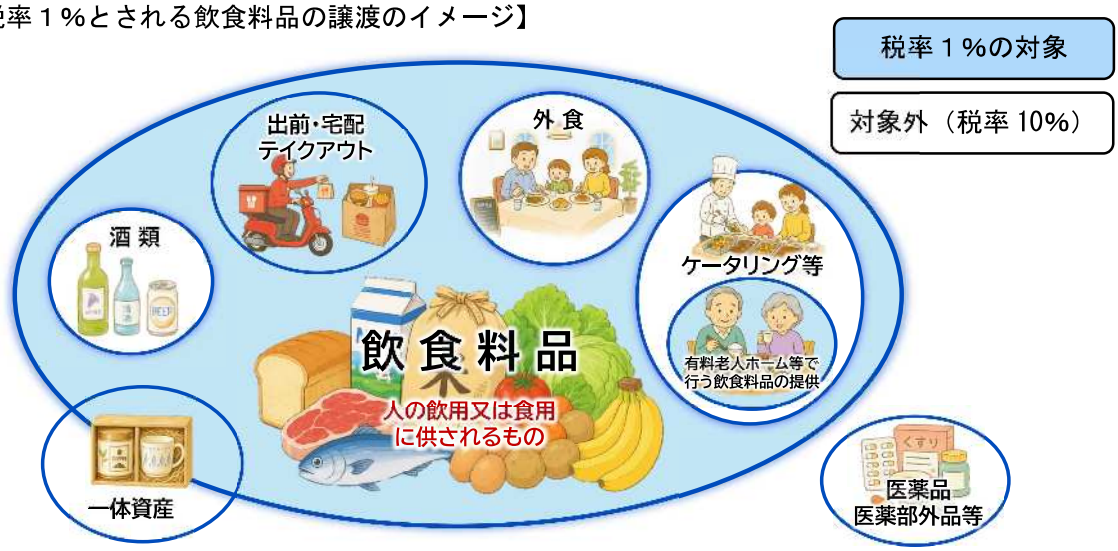
（飲食料品の範囲）

問１－２　消費税率引下げ（税率１％）の対象とされる「飲食料品」の範囲を教えてください。

【答】

税率１％の対象とされる「飲食料品」の範囲は、令和９年３月 31 日以前において税率８％の対象である飲食料品の範囲と同様です。対象品目の詳細については、軽減税率制度Ｑ＆Ａ（個別事例編）をご覧ください。

【税率１％とされる飲食料品の譲渡のイメージ】



（消費税率引下げの時期）

問１－３　税率の引下げ（１％）はいつから適用されますか。当社が経営するスーパーは、営業時間が午前９時から翌日の午前１時までであるため、日々の売上げについて午前１時で締めて集計していますが、令和９年３月 31 日分の売上げとして計上する同年４月１日の午前０時から１時までの飲食料品の譲渡について、適用税率はどのようになりますか。

【答】

飲食料品に係る消費税率の引下げは、令和９年４月１日以後に行う飲食料品の譲渡から適用されます。そのため、同日以後に行う飲食料品の譲渡については、税率１％が適用されます。

ご質問のように、事業者が継続適用している売上計上基準に従って令和９年４月１日の午前０時から１時までの商品販売を、同年３月 31 日分の売上げとして計上する場合、同年４月１日の午前０時から１時までの飲食料品の譲渡に係る適用税率は、すべて同年３月 31 日時点の税率（８％）を適用することとして差し支えありません。

（注）１　令和９年３月 31 日までに締結した契約に基づき行われる飲食料品の譲渡や仕入れであっても、同年４月１日以後に行われるものは、経過的な取扱い（問１－６参照）が適用される場合を除き、税率１％が適用されます。

２　令和９年３月 31 日までに行われた飲食料品の仕入れについては、その販売（売上げ）が同年４月１日以後に行われたとしても、税率８％が適用されます。

（売り手と買い手で計上基準が異なる場合の適用税率）

問１－４　当社は検収基準により仕入れを計上していますが、取引先の中には出荷基準により売上げを計上している事業者がいます。例えば、飲食料品に係る取引先の出荷が令和９年３月 30 日、当社の納品日が同年４月２日で、売り手が消費税率８％で請求した場合に、当社（買い手）は消費税率８％で仕入税額控除を行うことになりますか。

【答】

買い手は、売り手が適用した税率に基づき仕入税額控除を行うこととなります。したがって、買い手は売り手から交付を受けた適格請求書（以下「インボイス」といいます。）等に記載された消費税率や消費税額等に基づき仕入控除税額を計算することとなりますので、ご質問の場合、売り手が適用した消費税率（８％）に基づき仕入税額控除を行うこととなります。

なお、区分記載請求書等で税込価額の記載はあるものの、適用された消費税率（８％又は１％）が明らかでないときは、取引の相手方に確認した上で適用税率を判断することとなります。

（返品取引について）

問１－５　令和９年３月 31 日以前に販売した飲食料品について、同年４月１日以後に返品があった場合、適用税率はどのように取り扱えばよいでしょうか。

【答】

令和９年３月 31 日以前に販売した飲食料品（税率８％対象）について、同年４月１日以後に商品が返品され、対価の返還等を行った場合には、税率８％に基づき売上げに係る対価の返還

等に係る消費税額を計算することとなります。

（注）　令和９年３月 31 日以前に行った飲食料品の販売に係る売掛金等（税率８％対象）について、同年４月１日以後に貸倒れがあった場合も同様です。

（消費税率引下げに係る経過的な取扱い）

問１－６　過去の消費税率の引上げに当たり、税率引上げ日をまたぐ取引については、一定の要件を満たすものについて旧税率となる経過措置が設けられていました。今回の消費税率引下げに当たり、同様の取扱いとなるのでしょうか。

【答】

令和９年４月１日以後に行う飲食料品の譲渡については、原則として税率１％が適用されますが、次の取引を行う場合には、税率８％が適用されます。

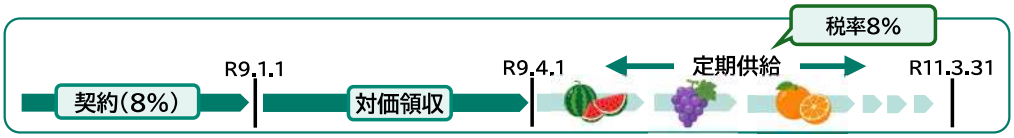
なお、この経過的な取扱いについて選択適用ではありませんので、次の取引を行った場合には税率８％が適用されることとなりますが、税率１％を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」には、税率１％が適用されます。

⑴　定期供給契約

令和９年１月１日前に締結した定期供給契約（不特定かつ多数の者に定期的に継続して供給する（注１）契約をいい、税率１％を前提とするものを除きます。）に基づき同年４月１日前に対価の領収をしている同日以後に行われる飲食料品の譲渡（その対価を領収している部分に限ります。）

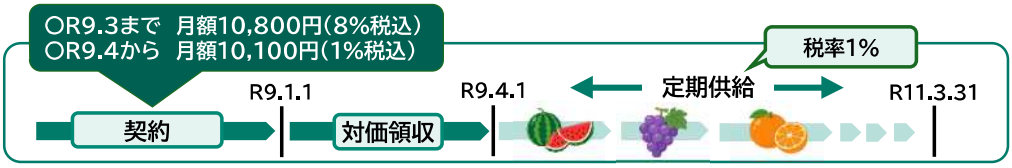
【経過的な取扱いの対象となるケース（税率８％）】

（例）代金を先払いしておくことで、季節の食材が毎月届く定期便など



【経過的な取扱いの対象とならないケース（税率１％）】

（例１）契約等において「令和９年４月１日以後に販売を行うものは消費税率１％による」旨や「販売価格は●●円（消費税率１％への変更があった場合には■■円とする）」旨の定めがある場合（税率１％を前提として契約等をしていることが確認できる場合）



（例２）当初契約の契約金額を変更する旨の契約を令和９年１月１日以後に締結した場合（事後的な契約変更等により税率１％に基づく取引となる場合）

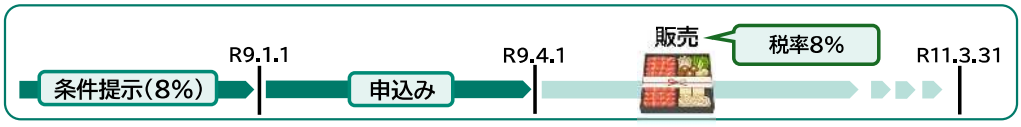


⑵　通信販売

通信販売の方法により令和９年１月１日前にその販売条件の提示（注２）（税率１％を前提とするものを除きます。）が行われ同年４月１日前に申込み（注３）を受けた同日以後に行われる飲食料品の譲渡

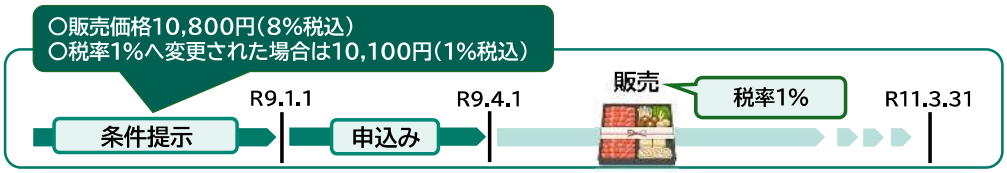
【経過的な取扱いの対象となるケース（税率８％）】

（例）お中元や〇〇ギフトといったカタログ販売など



【経過的な取扱いの対象とならないケース（税率１％）】

（例）販売条件において「令和９年４月１日以後に販売を行うものは消費税率１％による」旨や「販売価格は●●円（消費税率１％への変更があった場合には■■円とする）」旨を提示する場合（税率１％を前提として販売をしていることが確認できる場合）



（注）１　「定期的に継続して供給する」とは、週、月、年その他の一定の周期を単位とし、おおむね規則的に継続して供給することをいいます。

２　「販売条件の提示」とは、新聞、テレビ、チラシ、カタログ、インターネット等の媒体を通じて購読者又は視聴者等に対して販売条件を提示することをいいますから、例えば、〇〇頒布会、〇〇友の会等と称する会で、相当数の会員で構成され、かつ、会員数が固定的でないような会が会員等を対象としてこれらの媒体を通じて販売条件を提示するような場合はこれに該当しますが、訪問面談により販売条件を提示することはこれに含まれません。

また、この「販売条件の提示」には、販売条件の提示方法に応じ、いつでも提示することができる状態にある場合（例えば、販売条件を掲載したカタログ等の印刷物の作成を完了した場合など）も含まれます。

３　「申込み」には、例えば、インターネットを利用した申込みや預貯金の口座に対する払込みによる売買契約の申込みが含まれますが、訪問面談による売買契約の申込みは含まれません。

（参考）　令和９年４月１日前に行われた飲食料品の譲渡のうち、所得税法上の現金主義の適用を受けている小規模事業者（消法 18①）又は国・地方公共団体（これらに準ずる法人を含みます。）（消法 60②③、消令 74①②）が、これらの規定（資産の譲渡等の時期の特例）により、同日以後に行われたとされるものについても、税率８％が適用されることとなります。

２　適格請求書等保存方式（インボイス制度）との関係

（税率１％の対象取引に係るインボイス等への記載事項）

問２－１　消費税率引下げに伴い、インボイスや帳簿の記載内容に変更はありますか。

【答】

消費税率引下げに伴い、飲食料品の譲渡を行った場合に、インボイスや仕入明細書等に記載する適用税率は１％となり、消費税額等の金額は１％で計算した金額となりますが、それ以外のインボイスや帳簿に係る記載事項に変更はありません。

税率１％の適用対象である飲食料品は軽減税率の適用対象であるため、飲食料品の譲渡を行った場合、「軽減税率の対象品目である旨」を記載すれば、これに代えて、「税率１％の対象品目である旨」を新たに記載する必要はありません。

１　インボイスの記載事項（消法 57 の４①）

①　インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

②　取引年月日

③　取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④　税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率

⑤　税率ごとに区分した消費税額等

⑥　書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

【インボイスの記載イメージ】



（参考）　小売業や飲食店業等の不特定多数の者に対して資産の譲渡等を行う事業については、インボイスの記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書（以下「簡易インボイス」といいます。）を交付することができます（消法 57 の４②、消令 70 の 11）。

簡易インボイスの記載事項は、インボイスの記載事項と比べると、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要である点、「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる点が異なります。

２　帳簿の記載事項

⑴　売上げ（資産の譲渡等）（消法 58、消令 71①、消規 27①一）

①　取引の相手方の氏名又は名称

②　取引年月日

③　取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④　税率の異なるごとに区分して合計した対価の額

⑵　仕入れ（課税仕入れ）（消法 30⑧一）

①　課税仕入れの相手方の氏名又は名称

②　取引年月日

③　取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）

④　課税仕入れに係る支払対価の額

【帳簿の記載イメージ】

買手

総勘定元帳(仕入れ)　㈱〇〇			
令和9年	摘要	借方	貸方
4/8	▲▲㈱　食品※	5,000	
	（仮払消費税等）	（50）	
4/15	▲▲㈱　雑貨	2,000	
	（仮払消費税等）	（200）	

※　軽減税率対象

売手

総勘定元帳(売上げ)　▲▲㈱			
令和9年	摘要	借方	貸方
4/8	㈱〇〇　食品※		5,000
	（仮受消費税等）		（50）
4/15	㈱〇〇　雑貨		2,000
	（仮受消費税等）		（200）

※　軽減税率対象

（税率８％の飲食料品が混在する請求書）

問２－２　当社は、飲食料品の卸売業を営んでおり、毎月 15 日締めで取引先に請求を行っています。この場合、令和９年４月分の請求書（3/16～4/15）には、同年３月までの税率８％と同年４月以後の税率１％の対象商品が混在することとなりますが、インボイスにはどのように記載すればよいか、教えてください。

【答】

ご質問のように、請求書の対象となる期間において、税率８％が適用される取引と税率１％が適用される取引とが混在するときは、例えば、次のように作成することが考えられます。

【令和９年３月までの取引と同年４月以後の取引について、請求書を分けて発行する場合のイメージ】

請求書

㈱〇〇御中　　▲▲㈱

登録番号　T01234…

令和9年3月分　65,200円
（3/16～3/31）

日付	品名	金額
3/17	豚肉　＊	3,000円
3/21	しょうゆ　＊	2,000円
⋮	⋮	⋮

合　計　60,000円　消費税　5,200円
８％対象　40,000円　消費税　3,200円
10%対象　20,000円　消費税　2,000円

＊ 軽減税率対象

請求書

㈱〇〇御中　　▲▲㈱

登録番号　T01234…

令和9年4月分　53,200円
（4/1～4/15）

日付	品名	金額
4/1	魚　＊	5,000円
4/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮

合　計　50,000円　消費税　3,200円
1%対象　20,000円　消費税　200円
10%対象　30,000円　消費税　3,000円

＊ 軽減税率対象

【同一請求書内で、令和９年３月までの取引と同年４月以後の取引を区分して発行する場合のイメージ】



請求書

㈱〇〇御中

▲▲㈱
登録番号 T01234…

令和9年4月分　118,400円
（3/16～4/15）

日付	品名		金額
3/17	豚肉 ＊		3,000円
3/21	しょうゆ ＊		2,000円
⋮	⋮		⋮
3月分小計	8%対象		40,000円
	10%対象		20,000円
4/1	魚 ＊		5,000円
4/2	タオルセット		2,000円
⋮	⋮		⋮
4月分小計	1%対象		20,000円
	10%対象		30,000円

合　計　110,000円　消費税　8,400円
1%対象　20,000円　消費税　200円
8 %対象　40,000円　消費税　3,200円
10%対象　50,000円　消費税　5,000円

＊ 軽減税率対象

３　消費税率引下げに当たり設けられる特例等

（消費税の還付を受けるための手続）

問３－１　私は、飲食料品の譲渡を行っている免税事業者です。消費税率引下げにより、仕入れは標準税率、売上げは税率１％の対象となりますが、消費税の還付を受けるにはどのような手続が必要ですか。

【答】

本問答（下記１、２）は現行制度における「還付を受けるための手続」を説明したものです。別途、消費税率引下げに当たり、免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例（問３－２）が設けられますが、この「還付を受けるための手続」に変更はありません。

１　事業者免税点制度について

消費税には事業者免税点制度が設けられており、基準期間(注１)における課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されます(注２)（消法９①）。

納税義務が免除される事業者（以下「免税事業者」といいます。）は、課税資産の譲渡等を行っても、その課税期間は消費税の納税義務が免除されます。そのため、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を行うことはできず、還付を受けることはできません。

（注）１　基準期間は、個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が１年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度となります。

２　事業者免税点制度について、詳しくはこちらをご覧ください。

２　免税事業者が消費税の還付を受けるための手続

免税事業者は、課税事業者となることを選択しようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を所轄の税務署長に提出することで、課税事業者となることができます（消法９④）。

このほか、インボイス発行事業者の登録に係る経過措置を用いた場合には、その登録を受けた日以後に限って課税事業者となることもできます（問３－４参照）。

課税事業者(注３)となった場合には、課税期間（原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。）ごとに所轄の税務署長に消費税の確定申告書を提出することで、課税売上げに係る消費税額よりも、受領・保存したインボイスに基づいて計算した課税仕入れ等に係る消費税額が多ければ、消費税の還付を受けることができます(注４)（消法45①）。

（注）３　簡易課税制度の適用を受けている事業者も還付を受けることができません。この簡易課税制度の適用を取りやめる場合の手続は、問３－５をご参照ください。

４　課税売上げに係る消費税額のほうが、課税仕入れ等に係る消費税額よりも多ければ、その差額を納税する必要があります。

３　消費税課税事業者選択届出書に関する特例

ご質問のように、飲食料品の譲渡を行う免税事業者が、還付を受けるため課税事業者となることを選択しようとする場合、特例により、令和９年４月１日の属する課税期間中に「消費税課税事業者選択届出書」を所轄の税務署長に提出すれば、その課税期間から課税事業者となることができます（問３－２参照）。

（参考）個人事業者が令和９年中に課税事業者となるための手続とその違い

	消費税課税事業者選択届出書を提出する場合（問３－２参照）	インボイス発行事業者の登録に係る経過措置を適用する場合（問３－４参照）
手続の概要	令和８年 12 月 31 日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出。 ただし、今回、その提出時期に関して特例が設けられます（問３－２参照）。	例えば、税率引下げにあわせてインボイス登録をして課税事業者となる場合、「適格請求書発行事業者の登録申請書」に登録希望日（令和９年４月１日）を記載して同年３月 17 日（登録希望日の 15 日前の日）までに提出。
免税事業者に戻ることができない期間（原則）	令和９年１月１日から令和10年 12 月 31 日まで。	令和９年４月１日から令和 11 年 12 月 31 日まで（令和９年４月１日登録の場合）。 なお、問３－４にあるとおり、課税期間の特例を適用し、税率引下げが終了する令和 11 年３月 31 日までとすることもできます。
免税事業者に戻る手続	令和 10 年１月１日以後（令和 10 年中）に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出。 なお、問３－２にあるとおり、課税期間の特例を適用し、税率引下げが終了する令和 11 年３月 31 日まで課税事業者を選択することもできます。	令和 11 年 12 月 17 日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出。 なお、インボイス発行事業者の登録は、この届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に効力が失われます（消法 57 の２⑩一）。
インボイスの交付義務	なし	あり

（免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例）

問３－２　消費税率引下げに伴い、免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例が設けられるとのことですが、その概要を教えてください。

【答】

１　免税事業者から課税事業者になるための届出書の提出時期（原則）

免税事業者が課税事業者になることを選択する場合、課税事業者となることを選択しようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を所轄の税務署長に提出することで、課税事業者となることができます（消法９④）。

なお、新たに事業を開始した場合には、その事業を開始した日の属する課税期間の末日までにこの届出書を提出することで、その課税期間から課税事業者となることができます。

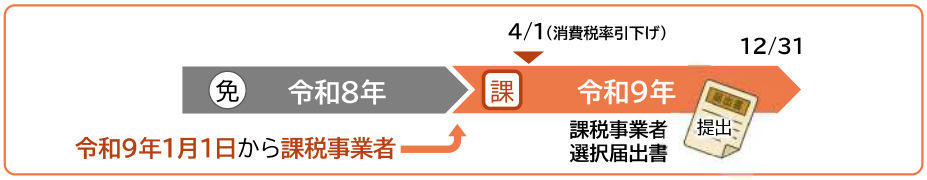
２　今回設けられる特例

飲食料品の譲渡を行う免税事業者は、令和９年４月１日の属する課税期間中にその課税期間から課税事業者となることを選択する旨を記載した「消費税課税事業者選択届出書」を所轄の税務署長に提出することで、その課税期間から課税事業者となることができる特例が設けられます。

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった場合、原則として２年間は、課税事業者として消費税の申告が必要となります（注１～４）。

この特例の適用を受ける場合には、「消費税課税事業者選択届出書」の「適用開始課税期間」欄に令和９年４月１日の属する課税期間を記載し、「参考事項」欄に「飲食料品特例」と記載します。なお、法案が成立した場合には、この届出書は令和９年４月１日前であっても提出できるようになる予定です。

【適用イメージ】個人事業者・12 月決算法人の例



（注）１　この例の場合、令和９年１月１日から課税事業者となり、同日から３月 31 日までの間に行う飲食料品の譲渡については、税率８％を適用して消費税の申告を行うこととなります（同様に、例えば、令和 11 年も課税事業者を選択し続ける場合、同年４月１日から 12 月 31 日までの間に行う飲食料品の譲渡についても、税率８％を適用して申告を行うこととなります。）。なお、税率引下げの期間と申告が必要な期間を揃える方法については、問３－４をご参照ください。

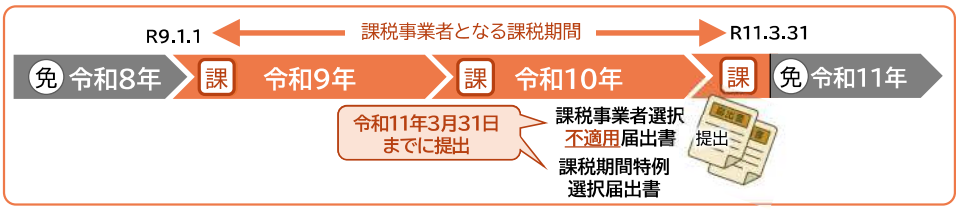
２　「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった事業者が、その選択をやめようとする場合、そのやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」（以下「不適用届出書」といいます。）を提出する必要があります（消法９⑤⑧）。この不適用届出書は、課税事業者となった課税期間の初日から２年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、提出することはできません（消法９⑥）。

そのため、例えば、上記例の場合、令和 10 年１月１日以後であれば不適用届出書の提出ができますので、令和 10 年中に不適用届出書を所轄の税務署長に提出することで、令和 11 年以後は免税事業者（基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下である等、課税事業者を選択していなければ免税事業者となる課税期間であることが前提となります。）となることができます。

【適用イメージ①】令和９年から課税事業者となった個人事業者が、令和 11 年から免税事業者となる場合の手続



【適用イメージ②】上記①の例で、課税期間の特例（問３－３参照）を適用し、税率引下げが終了した令和 11 年４月１日から免税事業者となる場合の手続



※　課税期間の特例の適用をやめようとする場合には、課税期間の特例の適用をやめようとする課税期間の初日の前日までに、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出する必要があります。また、課税期間の特例の適用を受けた場合には、事業を廃止した場合を除き、２年間はその特例の適用をやめることはできません（消法 19③⑤）。

３　「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、課税事業者となった日から２年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に、調整対象固定資産（棚卸資産以外の固定資産で 100 万円（税抜き）以上のもの）の課税仕入れ等を行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行った場合（還付申告も含まれます。）、その仕入れ等を行った課税期間の初日から原則として３年間は、免税事業者となることはできません（消法９⑦）。

また、課税事業者が高額特定資産（1,000 万円（税抜き）以上の棚卸資産又は調整対象固定資産）の仕入れ等を行い、その課税期間の確定申告を一般課税で行った場合（還付申告も含まれます。）、その仕入れ等を行った課税期間の初日から原則として３年間は、免税事業者となることはできません（消法 12 の４①②）。

４　免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日の前日において所有する棚卸資産のうち、免税事業者であった期間中の課税仕入れ等に係るものがある場合は、その棚卸資産についての課税仕入れ等の税額は、課税事業者となった課税期間の仕入控除税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなします（この適用を受けるためには、棚卸資産の明細書の保存が必要となります。）（消法 36①②）。

また、課税事業者が免税事業者となる課税期間の初日の前日において所有する棚卸資産のうち、免税事業者となる課税期間の直前の課税期間中に仕入れた棚卸資産についての課税仕入れ等の税額は、その課税期間の仕入控除税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額に含めません（消法 36⑤）。

（課税期間を短縮する手続）

問３－３　飲食料品の譲渡を行っている事業者です。早期に消費税の還付を受けるため、課税期間を短縮しようと考えていますが、どのような手続が必要ですか。

【答】

本問答は現行制度における「課税期間の特例」を説明したものであり、この制度について変更はありません。

１　課税期間の特例の概要

課税期間（原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。）は、事業者の選択により、３か月ごと又は１か月ごとに区分して短縮することができます（消法 19①）。

個人事業者が課税期間を３か月ごとに短縮する場合、１月から３月まで、４月から６月まで、７月から９月まで、10 月から 12 月までの各期間を、課税期間を１か月ごとに短縮する場合には、１月から１か月ごとに区分した各期間を、それぞれ一つの課税期間とすることができます（注）。

また、法人が課税期間を短縮する場合には、事業年度の初日から３か月又は１か月ごとに区分した各期間を一つの課税期間とすることができます（注）。

なお、課税期間の特例の適用をやめようとする場合には、課税期間の特例の適用をやめようとする課税期間の初日の前日までに、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出する必要があります。課税期間の特例の適用を受けた場合には、事業を廃止した場合を除き、２年間はその特例の適用をやめることはできません（消法 19③⑤）。

（注）　年又は事業年度の途中でこの特例の適用を受けた場合は、課税期間の初日から適用開始の日の前日までの期間を一つの課税期間とみなして確定申告をすることとなります。例えば、個人事業者が令和９年３月 31 日に３か月ごとに区分した期間を一つの期間とする届出書（下記２参照）を提出した場合には、同年１月から３月までの期間がこの一つの課税期間とみなされることとなり、同年４月以後は、上記のとおり、３か月ごとの期間が課税期間となります。

また、年又は事業年度の途中でこの特例の適用をやめた場合にも、その適用をしないこととした課税期間の末日の翌日から、その年の 12 月 31 日又はその事業年度の末日までが一つの課税期間となります。

２　課税期間の特例の適用を受けるための手続

課税期間の特例の適用を受けようとする場合には、適用を受けようとする、短縮に係る課税期間（３か月ごと又は１か月ごとに区分した期間）の初日の前日までに「消費税課税期間特例選択届出書」を所轄の税務署長に提出する必要があります。ただし、新たに事業を開始した事業者については、この届出書を提出した日の属する３か月ごと又は１か月ごとに区分した期間からこの特例の適用を受けることができます。

（インボイス発行事業者の登録に係る経過措置により課税事業者となる手続）

問３－４　私は、飲食料品の譲渡を行っている免税事業者である個人事業者です。令和９年４月１日から課税事業者を選択し、消費税率引下げ後（４月以後）の取引から課税事業者として消費税の申告を行い、その還付を受けることはできますか。

【答】

本問答は現行制度における「インボイス発行事業者の登録に係る経過措置」を説明したものであり、この制度について変更はありません。

インボイス制度の下では、インボイス発行事業者の登録を受けている間、その事業者は課税事業者に該当し、消費税の申告を行うこととなります。

ご質問のように、免税事業者が令和９年４月以後の取引についてのみ課税事業者として消費税の申告を行い、還付を受けるためには、インボイス発行事業者の登録に係る経過措置により課税事業者となるといった対応が考えられます。

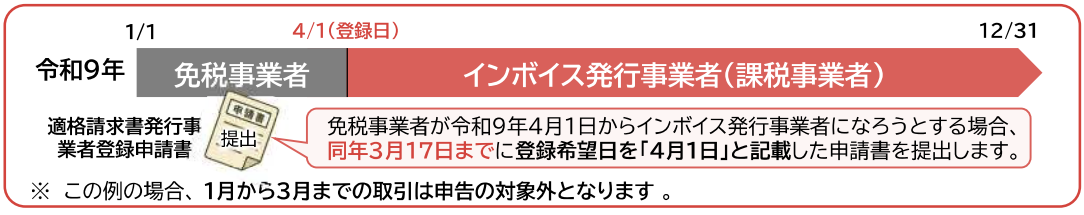
免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けるためには、原則として、「消費税課税事業者選択届出書」を所轄の税務署長に提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和５年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日までの日の属する課税期間において登録を受ける場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」に登録希望日（提出日から 15 日以後の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載して提出し、登録を受けることで、その登録希望日から課税事業者となる経過措置が設けられています（28 年改正法附則 44④、30 年改正令附則 15②、消基通 21－１－１）。

この経過措置を適用することで、令和９年の任意の日（登録希望日）から課税事業者となることができますので、インボイス発行事業者の登録を受けるに当たり、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要はありません。

ご質問の場合、令和９年３月 17 日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」（「登録希望日」欄に令和９年４月１日と記載）を提出することで、税率引下げにあわせて同年４月１日から課税事業者となり、同日以後に行う取引について消費税の申告を行うことにより、その還付を受けることができます（注１～３）。

なお、インボイス発行事業者の登録を受けた場合、取引の相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じてインボイスを交付する義務等が課されます（消法 57 の４①）。

【適用イメージ】免税事業者（個人事業者又は 12 月決算法人）が令和９年４月１日からインボイス発行事業者（課税事業者）となる場合の手続



（注）１　この経過措置の適用を受ける場合、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後２年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業

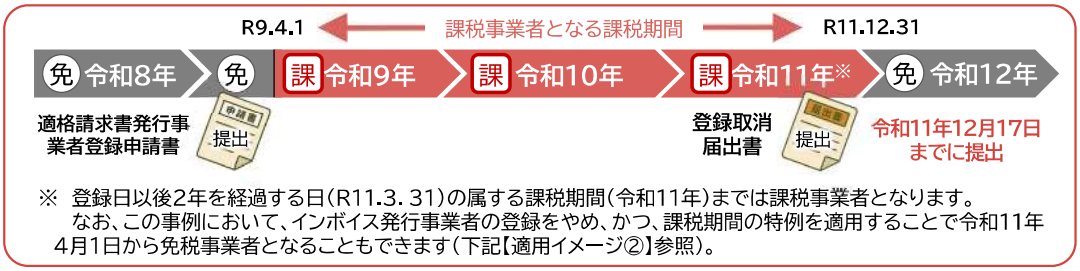
者となることはできません（28 年改正法附則 44⑤）。そのため、例えば、上記例の場合、令和 11 年３月 31 日の属する課税期間（令和 11 年）までは課税事業者となります（下記適用イメージ①及び②参照）。

２　課税事業者が高額特定資産（1,000 万円（税抜き）以上の棚卸資産又は調整対象固定資産）の仕入れ等を行い、その課税期間の確定申告を一般課税で行った場合（還付申告も含まれます。）、その仕入れ等を行った課税期間の初日から原則として３年間は、免税事業者となることはできません（消法 12 の４①②）。

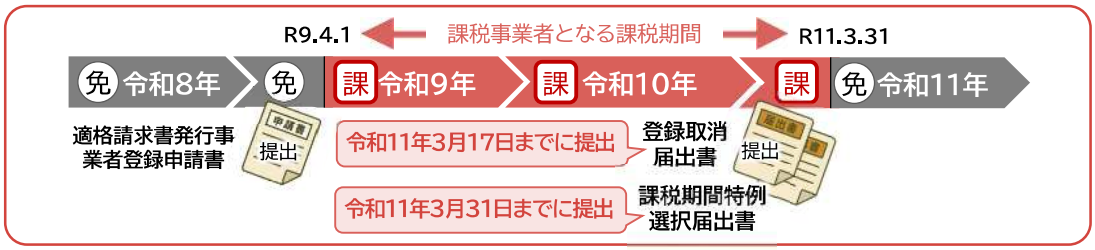
３　免税事業者となるには、免税事業者になろうとする課税期間の初日から起算して 15 日前の日(※)までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を所轄の税務署長に提出する必要があります（基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であるなど、インボイス発行事業者でなければ免税事業者となる課税期間であることが前提となります。）。

※　免税事業者になろうとする課税期間の初日から起算して 15 日前の日は、提出期限ではないため、その日が土日祝日の場合でもその翌日に延長はされません。

【適用イメージ①】令和９年４月１日からインボイス発行事業者（課税事業者）となった個人事業者が、令和 12 年から免税事業者となる場合の手続



【適用イメージ②】上記①の例で、課税期間の特例（問３－３参照）を適用し、税率引下げが終了した令和 11 年４月１日から免税事業者となる場合の手続（税率引下げの期間と申告が必要な期間を一致させる場合の手続）



※　課税期間の特例の適用をやめようとする場合には、課税期間の特例の適用をやめようとする課税期間の初日の前日までに、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出する必要があります。また、課税期間の特例の適用を受けた場合には、事業を廃止した場合を除き、２年間はその特例の適用をやめることはできません（消法 19③⑤）。

（簡易課税から一般課税になるための届出に関する特例）

問３－５　私は、飲食料品の譲渡を行っている課税事業者で、簡易課税制度の適用を受けています。消費税率引下げに伴い、簡易課税から一般課税（本則課税）になるための届出に関する特例が設けられるとのことですが、その概要を教えてください。

【答】

１　簡易課税制度の適用をやめる（一般課税になる）ための届出書の提出時期（原則）

簡易課税制度の適用を受けている事業者がその適用をやめようとする場合、そのやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出することで、簡易課税制度の適用をやめ、一般課税（本則課税）を適用することができます（消法 37⑤⑦）。

ただし、「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力が生ずる課税期間の初日から２年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することはできないこととされています（２年間の継続適用要件）（消法 37⑥）。

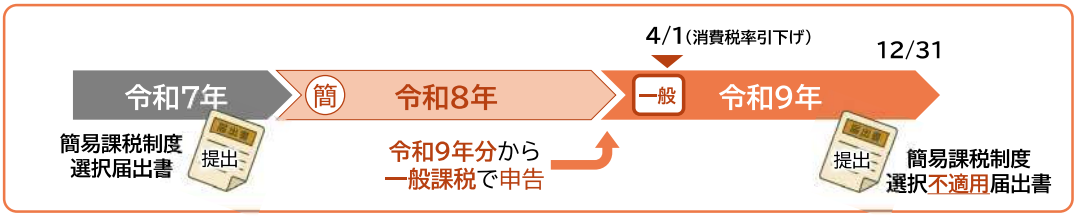
２　今回設けられる特例

飲食料品の譲渡を行い、かつ、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、令和９年４月１日の属する課税期間中に、その課税期間から簡易課税制度の適用をやめようとする旨を記載した「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出することで、その課税期間から一般課税（本則課税）により申告ができる特例が設けられます（注）。

この特例の適用を受ける場合には、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の「この届出の適用開始課税期間」欄に令和９年４月１日の属する課税期間を記載し、「参考事項」欄に「飲食料品特例」と記載します。なお、法案が成立した場合には、この届出書は令和９年４月１日前であっても提出できるようになる予定です。

また、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、２年間継続して適用した後でなければ、その適用をやめることはできないこととされていますが、令和９年４月１日の属する課税期間については、２年間の継続適用要件は適用されません（飲食料品の譲渡を行う事業者に限ります。）。

【適用イメージ】個人事業者・12 月決算法人の例



（注）　この特例の適用を受ける場合、既に簡易課税を適用して仮決算による中間申告書（消法 43）を提出していたとしても、一般課税（本則課税）で中間申告をやり直す必要はありません。

（簡易課税制度の計算方法の特例）

問３－６　私は、飲食料品の譲渡とそれ以外の事業を行っており、簡易課税制度の適用を受けている事業者です。消費税率引下げに伴い、簡易課税制度の計算方法について特例が設けられるとのことですが、その概要を教えてください。

【答】

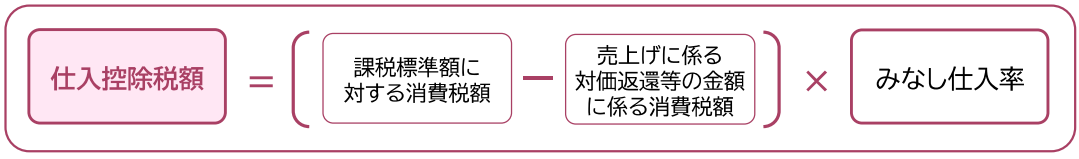
１　簡易課税制度の概要

簡易課税制度は、事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出することができる制度です（消法 37①）。

具体的には、所轄の税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者は、その基準期間（問３－１の注１参照）における課税売上高が 5,000 万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類（業種区分）に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除（仕入税額控除）することになります。

業種区分	みなし仕入率
第１種事業：卸売業	90%
第２種事業：小売業、農業・林業・漁業（軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る事業に限ります。）	80%
第３種事業：農業・林業・漁業（軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第４種事業：第１～３、５・６種事業以外の事業	60%
第５種事業：運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当するものを除きます。）	50%
第６種事業：不動産業	40%

【１種類の事業のみを営む場合の計算イメージ】



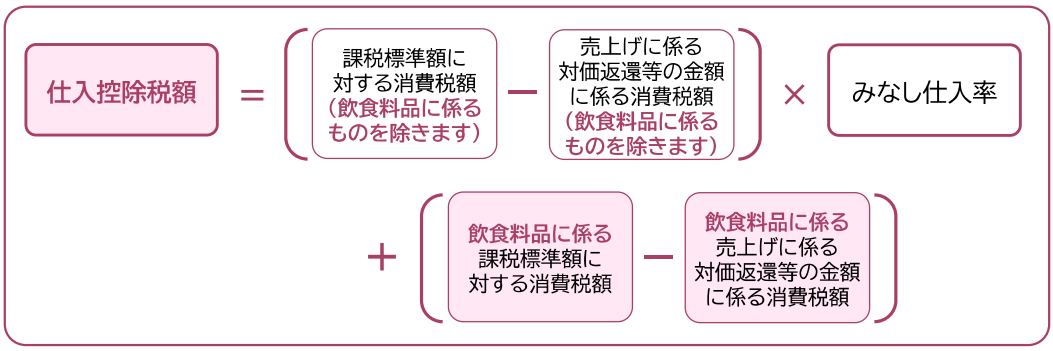
２　今回設けられる特例

飲食料品の譲渡を行う事業者が簡易課税制度を適用して申告を行う場合（注）、業種区分にかかわらず、飲食料品の譲渡（１%対象）に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます（この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。）。

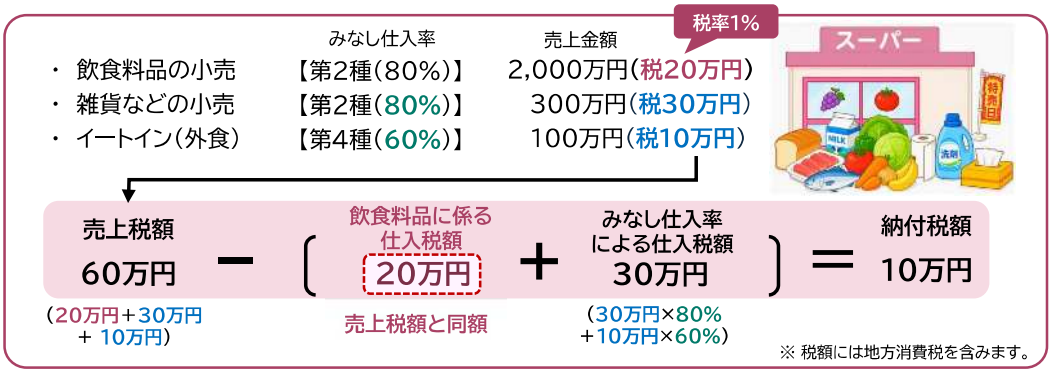
（注）　小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（２割特例、28 年改正法附則 51 の２①②）又は小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（３割特例、28 年改正法附則 51 の３①②）を適用する場合も同様です。

２割特例、３割特例について、詳しくは、こちらをご覧ください。

【飲食料品の譲渡とそれ以外の事業を営む場合の計算イメージ】



【飲食料品の譲渡とそれ以外の事業を営む場合の計算例】



（簡易課税制度のみなし仕入率に関する 75%ルールの適用関係）

問３－７　消費税率引下げに伴い設けられる簡易課税制度の計算方法の特例の適用を受ける場合、75%ルールの判定や計算はどのように行うのか教えてください。

【答】

１　簡易課税制度における 75%ルールの概要

簡易課税制度を適用した場合の計算において、２種類以上の事業を営む事業者で、１種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の 75%以上を占める場合には、その事業のみなし仕入率を全体の課税売上げに対して適用することができます。

また、３種類以上の事業を営む事業者で、特定の２種類の事業の課税売上高の合計額が全体の課税売上高の 75%以上を占める事業者については、その２種類の事業のうち、みなし仕入率の高い方の事業に係る課税売上高については、そのみなし仕入率を適用し、それ以外の課税売上高については、その２種類の事業のうち低い方のみなし仕入率をその事業以外の課税売上げに対して適用することができます（消法 37①、消令 57③）。

２　今回設けられる特例との関係

簡易課税制度の計算方法の特例（問３－６参照）の適用を受ける場合における 75%ルールの判定や計算については、飲食料品の譲渡（１%対象）に係る取引を除いて行うこととされます。

例えば、次のような課税売上げがある事業者の場合、「飲食料品の小売」(2,500 万円）を

除いて、「雑貨などの小売」の占める割合を計算すると、800 万円/1,000 万円＝80%≧75%となるため、75%ルールを適用し、「雑貨などの小売」（第２種事業）のみなし仕入率 80%を、「飲食料品の小売」以外の課税売上げ（1,000 万円に係る税額 100 万円）に乗じて仕入控除税額を計算することができます。

- 飲食料品の小売　（第２種、みなし仕入率 80%）：2,500 万円（税 25 万円）
- 雑貨などの小売　（第２種、みなし仕入率 80%）：　800 万円（税 80 万円）
- イートイン（外食）　（第４種、みなし仕入率 60%）：　200 万円（税 20 万円）

（中間申告制度の特例）

問３－８　私は、飲食料品の譲渡を行っている事業者で、毎年、中間申告及び納税を行っています。消費税率引下げに伴い、中間申告について特例が設けられるとのことですが、その概要を教えてください。

【答】

１　中間申告制度の概要

中間申告書の提出が必要な事業者は、個人事業者の場合は前年、法人の場合は前事業年度（以下「直前課税期間」といいます。）の消費税の年税額（地方消費税額は含みません。以下「確定消費税額」といいます。）が 48 万円を超える事業者です（消法 42）。

ただし、課税期間の特例（問３－３参照）を適用している事業者は、中間申告書を提出する必要はありません。

中間申告は直前課税期間の確定消費税額に応じて、次のようになります。中間申告制度について、詳しくはこちらをご覧ください。

直前課税期間の確定消費税額	48 万円以下	48 万円超から 400 万円以下	400 万円超から 4,800 万円以下	4,800 万円超
中間申告の回数	原則として中間申告不要	年１回	年３回	年 11 回
中間納付税額（注１）		直前課税期間の確定消費税額の１／２	１／４	１／12

（注）１　中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額も納付することとなります。

２　仮決算による中間申告

上記１に代えて、「中間申告対象期間」について仮決算を行い計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます（計算した税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません。）（消法 43）。

消費税率引下げにより、飲食料品の譲渡を主に行っている事業者は、売上税額が減少しますので、確定申告時に申告・納付する税額が少なくなる一方で、中間申告時に申告・納付する税額は直前課税期間の税率８％を基にした確定消費税額から算出するため、過大となることが想定されます。このような場合、下記３の特例のほか、この仮決算による中間申告を活用することで実際の取引に基づいた中間申告を行うことが可能です（注２）。

なお、中間申告をすべき事業者が、その中間申告書をその提出期限までに提出しない場合

には、直前課税期間の確定消費税額に基づいて算出した消費税額等を記載した中間申告書の提出があったものとみなされるため、仮決算による中間申告書を期限後に提出することはできません。

（注）２　確定申告が還付申告となるような場合には、仮決算による中間申告によらず、課税期間の特例（問３－３参照）を活用することも考えられます。この課税期間の特例の適用を受けた場合、短縮された課税期間ごとに確定申告を行うこととなるため、課税期間が１年間の場合と比べて、消費税の還付を早期に受けることができます。

３　今回設けられる特例

消費税率引下げにより、飲食料品の小売店など飲食料品の譲渡を主に行っている事業者は、売上税額が減少し、また、飲食店などの仕入れが税率１％で売上げが標準税率（10%）となる事業者は、消費税率引下げの終了後に仕入税額が増加することで、それぞれ中間納付税額が過大となることが想定されます。今回の改正では、中間申告書を提出すべき事業者について、中間申告に係る次の特例が設けられます（注３）。

（注）３　簡易課税制度を適用して中間申告を行う事業者が次の⑴の中間申告制度の特例による計算を行う場合、簡易課税制度の計算方法の特例（問３－６参照）を用いて、また、⑵の中間申告制度の特例による計算を行う場合、簡易課税制度の計算方法の特例を用いずに、それぞれ計算することとなります。

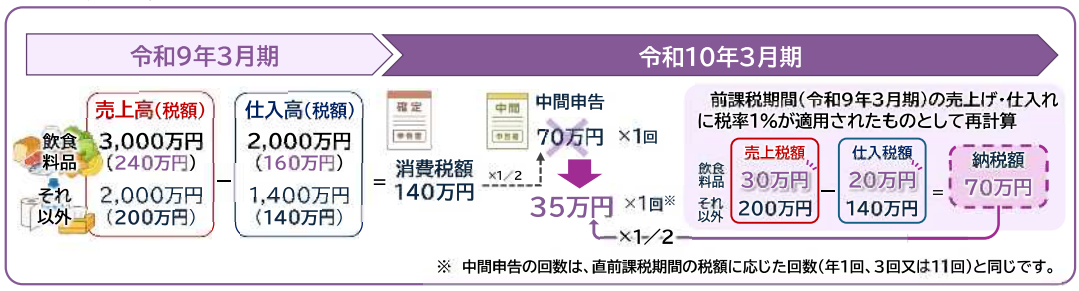
⑴　消費税率引下げの開始時

令和９年４月１日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間（令和９年３月 31 日以前に開始する課税期間に限ります。）の飲食料品の譲渡やその課税仕入れについて税率１％（引下げ後の消費税率）が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額（国、地方の税額。税額がなければゼロ。）を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。

⑵　消費税率引下げの終了時

令和 11 年４月１日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間（令和 11 年３月 31 日以前に開始する課税期間に限ります。）の飲食料品の譲渡やその課税仕入れについて税率８％が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額（国、地方の税額。税額がなければゼロ。）を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。

【上記⑴の計算のイメージ】

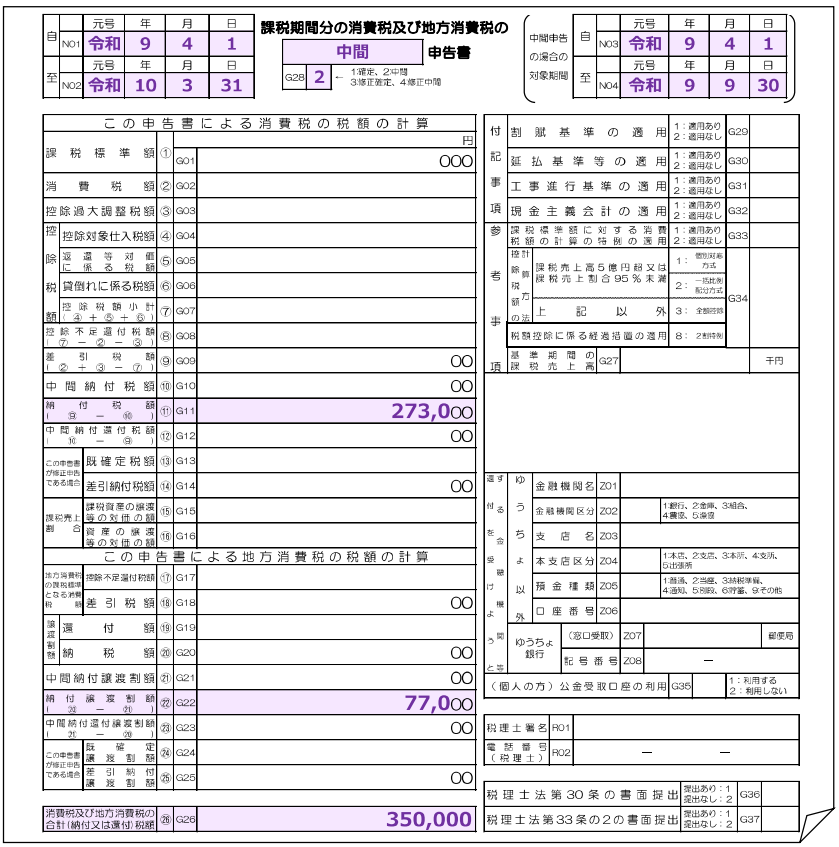


４　特例の適用を受けるための手続

仮決算による中間申告を行う場合、申告書（第一表及び第二表）のほか、付表を添付して提出する必要がありますが（消法 43④）、この特例により申告を行う場合には、申告書（第一表）のみの提出で差し支えありません。また、申告書（第一表）の税額の計算においては「⑪欄（納付税額）」、「㉒欄（納付譲渡割額）」及び「㉖欄（消費税及び地方消費税の合計税額）」のみ記載します。

なお、一部の事業者に対しては税務署から上記１により算出した中間納付税額等を記載した「消費税の中間申告書兼納付書」を送付していますが、仮決算による中間申告を行う場合、税務署から送付した「消費税の中間申告書兼納付書」は使用しません。

【仮決算による中間申告書の記載イメージ】



（飲食料品の総額表示義務の特例）

問３－９　私は、飲食料品の小売店を営む事業者です。消費税率引下げに伴い、総額表示義務の特例が設けられるとのことですが、その概要を教えてください。

【答】

１　総額表示義務の概要

事業者（免税事業者を除きます。）が不特定かつ多数の者（消費者）に商品の販売等を行う場合において、あらかじめ価格を表示するときは、消費税額（地方消費税額を含みます。）を含めた価格（税込価格）を消費者が一目で分かるようにする観点から、税込価格を表示（注１、２）しなければならないこととされています（消法 63）。

（注）１　事業者があらかじめ消費者に対して行う価格の表示であれば、それがどのような表示媒体（店頭表示、チラシ広告、新聞・テレビの広告など）により行われるものであるかを問いません（消基通 18－１－７）。

２　価格を表示していない場合にまで、税込価格の表示を義務付けるものではありません（消基通 18－１－８）。

２　今回設けられる特例

税率変更時における事業者の値札の貼り替え等に係る事務負担に配慮する観点から、総額表示義務について、特例が設けられます。

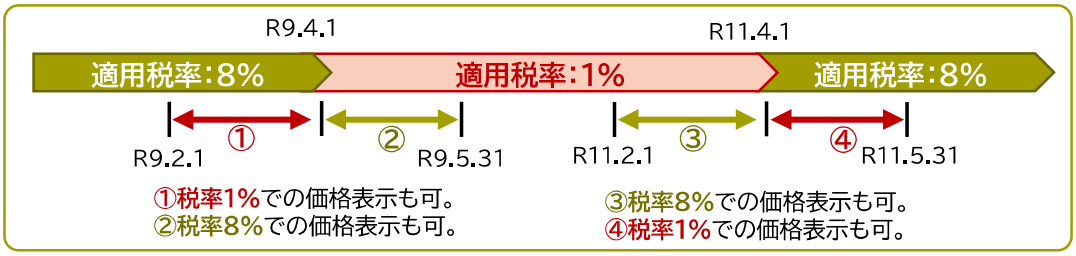
具体的には、事業者が令和９年４月１日から同年５月 31 日までの間及び令和 11 年２月１日から同年３月 31 日までの間に行う飲食料品の譲渡に係る商品の価格表示について、総額表示義務に直ちに対応することが困難な事情(注３)がある場合には、誤認防止措置を講じている場合に限り、税率８％による税込価格を表示することができます(注４)。

また、事業者が令和９年２月１日から同年３月 31 日までの間及び令和 11 年４月１日から同年５月 31 日までの間に行う飲食料品の譲渡に係る商品の価格表示について、総額表示義務に直ちに対応することが困難な事情(注３)がある場合には、誤認防止措置を講じている場合に限り、税率１％による税込価格を表示することができます(注４)。

（注）３　「困難な事情」については、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。一方で、例えば、税率引下げ後、税率１％による表示ができない具体的な事情がない中で、値札の貼り替えは随時行っているにもかかわらず、貼り替えた値札に引き続き税率８％による表示がされているような場合には、「困難な事情」があったとは考えられません。

４　税抜価格（本体価格）のみを表示する方法や税抜価格に続けて「＋税」とのみ表示をする方法など税込価格を表示しない方法は、引き続き認められません。

【適用期間のイメージ】



【誤認防止措置の例】

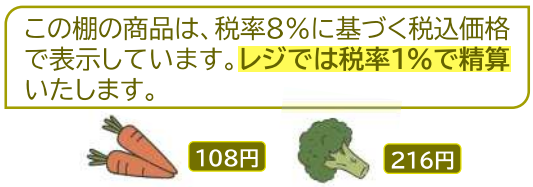
誤認防止措置は、消費者が商品等の選択を行う際の価格表示に関する誤認を防止するために行うものです。そのため、その表示は明瞭に認識できる方法で行う必要があります。具体的には、次のような方法が考えられます（令和９年４月１日以後に販売する場合の例）。

（例１）飲食料品が陳列されている商品棚全体について税率８％に基づく価格を表示している場合に、その棚の近くの消費者が目につきやすい場所に、

> この棚の商品は、税率８％に基づく税込価格で表示しています。レジでは税率１％に基づき精算いたします。

といった表示を明瞭に行う方法

（掲示のイメージ）



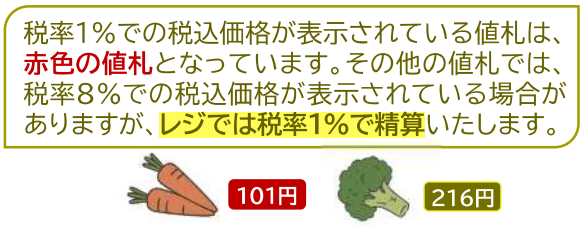
（例２）税率１％での表示がされている値札には、「（１％）」と明記しておく、値札の色を変えておく、値札にシールを貼っておく等の方法により、税率８％による表示がされた値札と税率１％による表示がされた値札を消費者が区別できるようにしておいた上で（※）、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、

> 税率１％での税込価格が表示されている値札は、〇〇〇〇【注：上記のような、消費者が税率１％での表示がされている値札を区別できるために行っている具体的な方法を明記】となっています。その他の値札では、税率８％での税込価格が表示されている場合がありますが、レジでは税率１％で精算いたします。

といった表示を明瞭に行う方法

※　税率８％での表示がされている値札が区別できるようにしておくことでも差し支えありません。

（掲示イメージ）



（参考）イートインスペースのある小売店等で「店内飲食」と「持ち帰り」の形態で飲食料品の販売を行っている場合の価格表示の考え方については、軽減税率制度Ｑ＆Ａ（個別事例編）問 121 をご覧ください。